

福岡県情報公開条例（平成 13 年福岡県条例第 5 号）に基づく監査委員の「申請に対する処分」に係る審査基準

（令和 5 年 3 月 29 日設定）

- 1 福岡県情報公開条例に基づく監査委員の「公文書の開示請求に対する処分」（第 11 条第 1 項及び第 2 項）については、別紙「知事が保有する公文書の開示決定等に係る審査基準」（令和 5 年 3 月 24 日 4 広第 2249 号）の例による。